

## 水俣市雨水管理方針策定業務委託 プロポーザル実施要領

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

水俣市雨水管理方針策定業務（以下「本業務」という）

#### (2) 業務目的

本市の治水対策は、近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化や都市化の進展に伴い、今後さらなる治水対策の推進が求められている。しかし、その実施に際しては、「再度災害の防止」に加え、「事前防災・減災」、「選択と集中」等の観点から、地区別の浸水リスクを適切に評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進していく必要がある。

このような背景を踏まえ、本市では今後、浸水対策を実施するうえで、当面・中期・長期に渡る浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定める「雨水管理総合計画」の策定を行うものとし、本業務では、雨水管理総合計画のうち雨水管理方針の策定を目的とする。

#### (3) 業務内容

別紙1「水俣市雨水管理方針策定業務委託 基本仕様書」のとおり

#### (4) 履行場所

水俣市 市内一円（水俣市公共下水道区域内）

#### (5) 履行期間

契約締結の日から 令和4年3月21日（月）まで

#### (6) 提案上限額

17,731千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

#### (7) 業者選定の方法

公募型プロポーザル方式

… 公募を受け書類審査及びプレゼンテーション（以下「審査会」という）への参加資格を満たす者を選定（以下「参加者」という）し、参加者に対して「技術提案書」の提出を求め、これらの内容が本業務の履行に最も適した者を契約候補者として特定する。

… 本件の公募型プロポーザルに伴う説明会等は実施しない。

#### (8) 業務実施上の留意点

審査会への技術提案の内容は、契約候補書を選定するために求めるものであり、本業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。

また、本業務の実施過程における協議等において、本業務内容等が変更されることがある。

### 2. 参加資格要件

① 本市が行う令和3・4年度水俣市工事入札参加資格審査（測量・建設コンサルタント等）に

- 申請し、有資格業者名簿に登録されている者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
  - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規程による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
  - ④ 水俣市暴力団排除条例第10条の規定に該当しないこと。
  - ⑤ 参加表明書提出期限日時点において、本市の工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置を受けている期間中でないこと。
  - ⑥ 過去に本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって、契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
  - ⑦ 日本国内で地方自治体又は日本下水道事業団が委託した雨水管理総合計画又は類似の基本計画に関する業務（以下「同種業務」という）を、平成23年度以降から参加表明書の提出日までに履行完了した実績があること。
  - ⑧ 業務全般に責任を持つ管理技術者及び業務の主たる担当者については、雨水管理総合計画又は類似業務の担当実績を有し、かつ技術士の（総合技術監理部門：下水道）若しくは（上下水道部門：下水道）又はRCCM（下水道部門）を取得している者を配置できること。

### 3. 担当課及び関係書類の提出先

〒867-8555 熊本県水俣市陣内一丁目1番1号  
 水俣市上下水道局 上下水道工務課（下水道工務係）  
 電話 0966-61-1626（直通）  
 FAX 0966-61-1221  
 電子メール jogekomu@city.minamata.lg.jp

### 4. 手続等スケジュール

内容	期間 又は 期日	摘要
① 公募の公開	令和3年 9月24日（金）から	ホームページにて掲載
② 参加表明書等の提出	令和3年 10月 4日（月）まで	持参又は郵送による提出
③ 参加資格決定の通知	令和3年 10月 7日（木）まで	電子メールによる通知
④ 質問書の提出	令和3年 10月12日（火）まで	持参及び電子メールによる提出
⑤ ④に対する回答	令和3年 10月15日（金）まで	電子メールによる回答
⑥ 技術提案書等の提出	令和3年 10月29日（金）まで	持参による提出
⑦ 審査会 （書類審査、プレゼンテーション）	令和3年 11月上旬 予定	本市にて行う （場所未定）
⑧ 審査結果の通知	令和3年 11月上旬 予定	電子メールによる通知

※1 持参により提出する場合は、開局日の9時から16時までとする。

※2 電子メールにより提出する場合は、期限日までの16時までとする。また、添付する提出書類はPDF形式とし、送信後には必ず電話での着信確認を行うこと。

※3 参加表明した者は、その後の電子メール受信後には必ず受信確認のメール返信を行うこと。

## 5. 公募の公開

本件に関するプロポーザル実施要領及び関係書類については、水俣市上下水道局ホームページに掲載する。

## 6. 参加表明書等の提出

参加を希望する者は、以下のとおり「参加表明書」及びその他の必要書類を、持参又は郵送により期限までに提出すること。

### (1) 提出書類

- |   |               |         |     |
|---|---------------|---------|-----|
| ア | 参加表明書         | (様式第1号) | 1部  |
| イ | 同種業務実績調書      | (様式第2号) | 1部  |
| ウ | 同種業務の実績を証する書類 | (任意様式)  | 各1部 |

… 提出した書類で実績判断できない場合は、追加資料の補完を求める場合がある。

### (2) 留意事項

様式への記載事項については、参加表明書提出時点とすること。

## 7. 参加資格の決定及び通知

参加表明書を提出した全ての者に対して、参加資格の審査結果を電子メールにより通知する。この場合において、参加資格がないと認めた参加者に対しては、その理由を付記して通知する。

なお、参加者には審査会に参加者名として使用する英文字を併せて通知する。その後の提出資料については、指定する箇所以外はその英文字を使用することとし、添付する資料において会社名が特定できるものについては、原本に添付するもの以外は分からないように処理しておくこと。

## 8. 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合は、質問書(様式第3号)に必要事項を記載し、持参又は電子メールにより期限までに提出すること。(簡易なものは除く)

なお、質問ができるのは参加表明書の提出者とし、質問書に対する回答書は、参加者全てに電子メールにて提供する。

## 9. 技術提案書等の提出

7の通知による参加者は、審査会に参加することとし、次に定める方法に従い、技術提案書等を持参により期限までに提出すること。

### (1) 提出書類

- |   |           |         |           |
|---|-----------|---------|-----------|
| ア | 技術提案書等提出書 | (様式第4号) | 原本1部      |
| イ | 技術提案書等表紙  | (様式第5号) | 原本1部、写し6部 |
| ウ | 会社概要等     | (様式第6号) | 原本1部、写し6部 |

工	業務実施体制書	(様式第7号)	原本1部、写し6部
オ	管理技術者経歴書	(様式第8号)	原本1部、写し6部
カ	担当技術者経歴書	(様式第9号)	原本1部、写し6部
キ	概算見積書	(任意様式)	原本1部、写し6部
ク	技術提案書	(任意様式)	原本1部、写し6部

… 項目内訳記載(別紙1「水俣市雨水管理方針策定業務委託 基本仕様書」による作業内容、任意様式)

- ※1 各書類の用紙規格は、A4及びA3とすること。
- ※2 ア～クの原本は、綴じずに提出すること。
- ※3 イ～クの各写しについては、会社名を特定できないよう処理したうえで、イ～クの順にまとめ左側二箇所をホッチキス止めしたものを一部とし、指定部数提出すること。
- ※4 概算見積書の金額は、税込み(10%)で1の(6)に定める金額以内とする。この金額を超えている参加者は失格とする。
- ※5 様式への記載事項については、参加表明書提出時点とすること。

## (2) 技術提案書作成の留意事項

技術提案書は次の事項に留意して作成し、確実に実施することができる内容で、かつ本業務目的の達成に十分に寄与できる内容とすること。

- ア 実施方針、業務フロー、工程表をA4版(縦置)とし各1枚で記載すること。
- イ 以下の特定テーマに関する提案を、A4版(縦置)とし2枚以内で記載すること。
- ウ 文章を補完するためのイメージスケッチ、写真等は使用してよい。
- エ 技術提案書の文字の大きさは10ポイント以上とするが、使用する図表についてはその限りとせず、見やすいものとする。
- オ 提出後の技術提案書の訂正、追加及び再提出は原則認めない。

### 【特定テーマ】

効率性及び公平性を勘案した最適な雨水整備の優先順位設定や整備基本方針

本市は、昭和50年の公共下水道事業着手時より、雨水幹線管渠及び雨水ポンプ場の整備を進めているところであり、現在、一定の整備水準を確保した基幹施設が配備されている。

一方、近年の気象変動に起因する局地的大規模豪雨の頻発や都市開発による土地利用の変化等から、市域における雨水流出量の増大が重要な問題となっている。

これら本市の地域特性及び整備実態を踏まえたうえで、本市における効率性及び公平性を勘案した最適な雨水整備の優先順に設定や整備基本方針について、企画提案を求めるものである。

## 10. 審査会による契約候補者の特定

契約候補者の特定については、参加者から提出された技術提案書等を基に本市が設置する「水俣市雨水管理方針策定業務委託に関する審査委員会」(以下「審査委員会」という)において行う。

### (1) 審査会

- ア 参加者の中から契約候補者を特定するため、審査会を開催する。参加者が1者の場合であっても行うこととする。
- イ 契約候補者の特定まで至らない場合には再度公告し、参加表明書等の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

- ウ 審査会は非公開とする。
- エ 書類審査で足りると審査委員会の長が判断したときや新型コロナウイルス感染症対策への対応のために、プレゼンテーションを実施しない場合もある。その場合は、参加者へ別途通知する。

(2) 審査に伴うプレゼンテーションの実施

- ア 日時等詳細については、別途参加者に通知する。なお、プレゼンテーションの順番は、技術提案書の受付順とする。
- イ 出席者は3名以内とし、本業務の配置予定管理技術者は原則出席するものとする。
- ウ プレゼンテーションは1者20分以内とし、その後審査委員による10分程度のヒアリングを行う。
- エ プロジェクター等の機材の使用は認めるが、スクリーン及び延長コード以外は全て参加者側で持参すること。
- オ 提案書に記載した内容以外の追加は認めない。
- カ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合は、失格とする。ただし、審査委員会がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続きに支障のない範囲でプレゼンテーションを実施できる場合は、再度審査委員会が指示した日時においてプレゼンテーションを行うものとする。

(3) 審査項目、配点及び審査基準

別紙2「水俣市雨水管理方針策定業務委託 審査項目、配点及び審査基準」のとおり。

(4) 契約候補者の特定

- ア 参加者の中から審査委員会の審査により、評価点の合計点が最も高い提案者（以下「最高得点者」という）を契約候補者として特定する。
- イ 最高得点者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を契約候補者とする。
- ウ 審査の結果、最高得点者が2者以上ある場合は、審査委員会で協議し、契約候補者及び次点の契約候補者を特定する。
- エ ア、イ、ウのいずれかの場合においても、評価点が6割に満たない者は、原則として契約候補者として特定しない。

(5) 審査結果の通知及び公表

- ア 全ての参加者に対して、審査会の結果を電子メールにより通知する。審査結果に関する問合せや異議は一切受付けない。
- イ 契約候補者を特定した場合は、結果（契約候補者の商号及び評価点、その他参加者の評価点）について、水俣市上下水道局ホームページにより公表を行うものとする。

## 11. 契約手続

特定した契約候補者と速やかに業務内容の詳細等を協議し、契約額及び仕様書を定め、契約の締結を行うものとする。

契約候補者と契約に至らない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

## 12. その他

## (1) 辞退

参加表明後に都合により辞退を申し出る場合は、その旨を書面（様式は任意）で提出すること。

## (2) 失格

次のいずれかに該当する場合は、参加者として認められないもの（失格）とする。

- ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 著しく信義に反する行為を起こした場合
- エ 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 他の提案者の協力者であった場合
- キ 1の(6)に定める金額を超えて概算見積書を提出した場合
- ク 参加者となった後に、2に規定する参加資格を満たさなくなった場合

## (3) 参加表明書等に関する事項

- ア 提出物の作成及び提出並びにプレゼンテーションに係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出物は返却しない。なお、水俣市情報公開条例（平成12年9月26日条例第39号）の規定により、開示する場合がある。
- ウ 提出物は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
- エ 提出期限後における提出物の追加及び差替え並びに再提出は原則認めない。ただし、事務局より補足資料を求められた場合は除く。
- オ 本業務の実施に当たって、提出書類に記載された管理技術者等の配置予定者は、原則として履行が完了するまで変更できないものとする。
- カ 提出された概算見積金額は、本業務の業務規模以内で業務実施が可能かどうかを判断するためのものであり、契約額を決めるものではない。
- キ 別紙1「水俣市雨水管理方針策定業務委託 基本仕様書」は本業務のあらましを示すものであり、業務内容の詳細については契約候補者と協議し、本業務の仕様書を作成するものとする。

## &lt;参考&gt; 関係書類

別紙1	水俣市雨水管理方針策定業務委託	基本仕様書
別紙2	水俣市雨水管理方針策定業務委託	審査項目、配点及び審査基準
様式第1号	参加表明書	
様式第2号	同種業務実績調書	
様式第3号	質問書	
様式第4号	技術提案書等提出書	
様式第5号	技術提案書等表紙	
様式第6号	会社概要等	
様式第7号	業務実施体制書	
様式第8号	管理技術者経歴書	
様式第9号	担当技術者経歴書	